

総務教育常任委員会資料

(平成30年8月21日)

【項目】

ページ

鳥取県中部地震に係る生活復興支援の取組状況について

【中部地震復興本部事務局】・・・ 1

鳥取県中部地震復興本部事務局

鳥取県中部地震に係る生活復興支援の取組状況について

平成30年8月21日
中部地震復興本部事務局

鳥取県中部地震による住宅問題等の課題が解決されていない世帯を対象に実施している生活復興支援の取組状況について、以下のとおり報告します。

1 生活復興支援の取組状況（7月末現在）

- ・中部1市4町の実態調査実施率99.3%（生活復興支援対象世帯数974世帯中、実施済み967世帯）。
（※前回報告時（5/29）：実態調査実施率63.8%（生活復興支援対象世帯数974世帯中、実施済み621世帯））
- ・各市町とも、実態調査がほぼ完了し、順次、個別事情に応じた専門家派遣等の生活復興支援を実施中。

【実態調査結果】

区 分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	合計
①被災者住宅再建支援金 及び修繕支援金申請済み	319	43	26	6	82	476
（うち、生活復興支援対象）	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
②被災者住宅再建支援金 及び修繕支援金今後申請予定	16	2	6	0	26	50
（うち、生活復興支援対象）	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(3)
③被災者住宅再建支援金 及び修繕支援金申請意向無し	356	2	0	0	0	358
（うち、生活に支障が無い）	(315)	(0)	(0)	(0)	(0)	(315)
（うち、修繕の意思が無い）	(41)	(2)	(0)	(0)	(0)	(43)
（うち、生活復興支援対象）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④空き家、非住家	54	10	1	0	7	72
⑤音信不通	4	0	1	0	2	7
⑥その他	0	0	11	0	0	11
合 計	749	57	45	6	117	974

2 生活復興支援の実施例

- ・中部地震により屋根が破損した世帯について、建築士（中部地震復興本部事務局職員）を派遣。建築士が現地確認の上、専門業者を紹介し、当該世帯は、屋根修繕に着手された。
- ・中部地震により屋根及び壁が破損し、長期間、業者の修繕を待っておられた世帯について、建築士（中部地震復興本部事務局職員）を派遣。建築士が現地確認の上、他の業者を紹介し、現在、業者が見積りを行っている。
- ・実態調査時の聞き取りの際、生活保護を希望された世帯について、生活保護担当者へ取り次ぎ。生活保護担当者が当該世帯を訪問し、相談を受けられた。
- ・中部地震により屋根が破損したが、修繕費用を捻出できない世帯について、復興支援隊「縁（えにし）」の協力を得て、屋根の簡易修繕を実施。